

白浜町農業委員会議事録

1. 開会日時 令和4年8月12日（金）午後1時26分
2. 閉会日時 令和4年8月12日（金）午後2時10分
3. 開催場所 白浜町富田事務所2階会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 6番 木戸 孝
7番 鈴木 隆文 8番 藤原 久恵 9番 南 喜久治
10番 小野 真一 11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司
14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 13番 柏木 彰文
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第8号 農地法第5条の規定による許可について 1件
議案第25号 非農地証明について 1件
議案第26号 農地法第3条の規定による許可について 2件
議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について 1件
その他
閉会
8. 会議の概要
局長 皆さんこんにちは。定刻より少しはやいですが、本日出席予定の皆さんがお揃いですので、只今から8月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、13番の柏木 彰文 委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜

地区、北富田地区、富田地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。6番の木戸 孝委員と11番の清水 哲治委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

6番委員 はい。
11番委員

議長 それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。報告第8号 農地法第5条の規定による許可について、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第8号 農地法第5条の規定による許可につきまして、令和4年7月8日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会会長専決規程第2条の規定に基づき専決処分いたしましたので、同規程第3条の規定に基づきご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、住宅兼倉庫用地です。7月25日付けで許可し、7月28日付で交付しています。以上ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はいかがでしょうか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第8号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして議案第25号 非農地証明について上程致します。事務局から説明願います。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第25号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳は畑、現況は宅地、面積は95㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、申請地は昭和3年頃から隣接する宅地と一体的に建物の敷地として利用しており、現在に至っておりますとのことです。なお、7月27日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺います。

〇〇委員 事務局から説明があったとおりになります。この場所は地籍調査が終わったばかりで、登記の反映まであと数年の時間がかかるということです。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第25号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第26号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第26号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計6,996㎡です。譲受人は〇〇の〇〇で、譲渡人は〇〇の〇〇さんほか2名です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、12,367㎡となります。申請理由は、譲受人においては、効率的に利用できる新たな農地を探しており、農業経営の拡大を図るため本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、申請地を相続にて取得しましたが維持することが困難であったことから本申請に至りましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は95㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、3,940㎡となります。申請理由は、譲受人においては、農業経営規模を拡大し農業経営の合理化及び効率化を図りたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、農業経営を廃業したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 8月5日に〇〇委員と現場の確認を行いました。3年ほど前に旦那さんが亡くなったあと、手放す意向があった農地になります。異議ございません。

議長 2番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 6月の農業委員会で所有権移転の承認した案件の隣接地になります。一体的に利用できると思います。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第26号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は1件、1筆で、面積は312㎡となっております。1番につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸付けを行う予定で使用貸借権の設定となっております。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は312㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和4年9月1日から2年7か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 借受予定の方は、先月の農業委員会で挨拶に来ていた方です。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第27号につきまして、計画の決定を承認致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～令和3年度農業委員会活動の点検評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について～

 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について～
事務局からは以上です。

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

〇〇委員 はい。土地改良区の賦課金の関係についてですが、田から畑へ地目が変わったので支払いを免除してほしいと申出がありました。農業委員会で報告がなかった場所ですが、地目が畑になったと連絡を受けました。形状の変更を伴う地目の変更ですと、農業委員会への報告は必要ですが、形状の変更をせずに法務局へ申請すれば登記官の判断で地目が畑になったようです。今回の現場は、圃場整備で換地処分を受けた農地のため、用排水が完備されている場所になります。現場の利用状況は一部マルチがされており、一部ネギが植わっている状態です。地目の変更について、法務局に電話をして確認しました。農業委員会や土地改良区の下承なしに地目が変わっている状態であるとのこと。個人の申請で周りが知らないうちに地目が変わってしまうと、水田の横で嵩上げをしていない畑で作物を作った場合に湿度が高い等言われ、トラブルの原因にもなりかねません。近所に地目が変わったことを教えてほしいと申出をしましたが、マニュアル通りにやっているの、現状のままで事務処理を行いますと回答でした。裏作をしている場合はどのような判断をされるのか、聞いてみたところ、作るものの収益的なものをみて判断になるため、裏作の場合は地目の変更にはあたらないとの回答でした。あちこちで知らないうちに地目を変更されると、トラブルが起きる可能性があると思います。皆さんに色々意見をだしてもらって話をしてみたいと思います。

〇〇委員 地目を変える理由はあるのでしょうか。

〇〇委員 毎年かかる賦課金を免除してほしいということです。しかし、転用等で離農する場合は1反につき10万円かかるようになっていきます。しかし、今回の申請者はその話を知らなかったようで、賦課金とまた別にお金がかかるとなれば、また地目を変更しなおすと話がありました。

係長 現況の写真がありますので、スクリーンをご覧ください。～スライド説明～

〇〇委員 この地域は、賦課金のほかに水利費はありません。作物を作る、作らないにかかわらず、お金は発生します。

局長 私の地元地域では、賦課金と水を使えばかかる水利費との棲み分けができてい

ます。水利費等は地域のルールなので、税金のように取り立てるようなことはできません。

議長 申し合わせ事項のようなものです。

〇〇委員 来年度から下限面積がなくなる話もあることから、心配します。

局長 下限面積の話をして国の答弁を聞いて勉強してみましたが、下限面積がなくなったので所有権移転を許可という話ではありません。農業者として経営できるかできないかを農業委員会が判断することであるとありました。

〇〇委員 では、農業経営の定義とはいったいなんのでしょうか。それがなければ自分は農業経営をやっていると申出すれば通る話になってしまいます。例えば、4月以降で1アールでも売買の案件があった場合、認めるか認めないかの判断を求められますが、定義がないと判断ができません。

議長 町内会費を法律的に払う、払わないの話と類似してきます。そういった話ができたタイミングで調整していかなければならない状態です。

局長 私の地元地域では、田んぼを作るかどうかの調査を毎年しています。今回のように地目の変更まで行って、申出されるのは極めて稀なケースだと思います。

〇〇委員 今回は地主から申出があったので判明しましたが、法務局で地目の変更があった場合は町の税務課に報告がされるのでしょうか。

〇〇委員 水田の機能がそのまま形状変更もせずに地目変更が認められるということであれば、周り皆が畑だと主張すると思います。今回の圃場整備がされた農地であればなおさらです。法務局は地目の変更を受け付けるだけでいいかもしれませんが、地域の中では大変なことになってしまいます。

〇〇委員 国費や県費を使って整備した農地の地目を個人の申請だけで認められるものか確認をしましたが、マニュアル通りやっているため、可能だという回答で話を聞いてもらえない感じに思いました。

局長 今回の件は、田から畑への地目変更だったため、農地の中での話として捉えたため、今回のような対応になったのかもしれませんが。

〇〇委員 この地域でも水田にせず、梅の苗木を育てるので今年は畑でした。今年は畑だったので水利費は払いません、溝掃除にもできません等のややこしいことがたくさん出てくるように思います。

〇〇委員 地目の変更にはお金は必要ないようです。梅の苗木を植えてしまえば、畑になってしまうでしょう。一度、皆さんはどのように考えられるか聞いてみたいと思っていました。

〇〇委員 一般の方に説明する際は、水利費というのは、水を使うことにかかるお金ではなく、排水のためにも使う水路の使用料ですと説明するようにしています。

局長 法務局での登記変更があった際は、課税のために町の税務課へ情報が届きます。税務課の協力が必要な話ではありますが、該当案件があれば報告してもらおうシステムを作りたいと思います。しかし、非常に稀なケースであるために、どこまで効果があるかわかりません。税務課の協力が得られれば、農林水産課で白浜町内の全水利組合へ地目変更の情報が必要かどうかの調査をしたいと思います。

〇〇委員 新規就農の方々は稲を作っていないです。今は水利費を払ってもらっていますが、地目変更が簡単にできてしまって払われなくなれば大変なことになります。

〇〇委員 そうなれば、畑に地目変更があった場合も離農金を支払ってもらうように考え方を考えていかないといけなくなります。また後日、役員会で話し合いをしてどのようにするか決めたいと思います。

〇〇委員 離農金については、法的に決まったわけではありません。喧嘩になってしまった場合は、説明が難しく、ややこしい問題だと思います。

議長 他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和4年9月9日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館2階大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

～楠本会長は、午後2時10分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。